令和２年１月３１日

障　害　者　支　援　課

**令和２年度　福祉・介護職員処遇改善（特別）加算に係る福祉・**

**介護職員処遇改善計画書等の提出について**

【対象：京都市を除く府内市町村に所在する障害福祉サービス等事業者】

　平成24年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員の処遇改善の取組として、「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算」が創設されました。

　平成31年度に福祉・介護職員処遇改善（特別）加算を算定している事業者で、**令和２年度も引き続き福祉・介護職員処遇改善（特別）加算を算定する場合や令和２年度から新たに職員の処遇改善を行い加算を算定する場合は令和２年度分の「福祉・介護職員処遇改善計画書」の提出が必要**となります。

　つきましては、下記にご留意の上、必要書類を提出していただきますようお願いします。

記

**１．提出先（別添提出窓口一覧参照）**

・障害児入所支援、障害児通所支援又は障害福祉サービス等：事業所所在地を所管する各保健所（加算体制届の提出先と同様、それぞれの窓口に提出してください。）

※　複数事業所のうち、一部が京都市内に所在する場合は、別途京都市に提出する必要があります。詳細は、[京都市障害保健福祉推進室ホームページ](http://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/44-8-1-0-0-0-0-0-0-0.html) をご確認願います。

**２．提出書類**

（１）福祉・介護職員処遇改善計画書

①別紙様式２：福祉・介護職員処遇改善計画書

　　　　②別紙様式２添付書類１：福祉・介護職員処遇改善計画書(指定権者内事業所一覧表)

　　　　③別紙様式２添付書類２：福祉・介護職員処遇改善計画書(届出対象都道府県内一覧表)

　　　　④別紙様式２添付書類３：福祉・介護職員処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)

　※　添付書類の提出については、複数の障害福祉サービス事業所等を有する障害福祉サービス事業者等の特例に該当する場合、提出をお願いします。

③ …複数の事業所が保健所管内及び京都市内に跨る場合

④ …複数の事業所が都道府県を跨る場合

　　※　障害児・者が同一法人で開設され、法人単位で処遇改善をされる場合も、それぞれの事業所毎に、管区保健所に提出をお願いします。

※　その他必要な書類（就業規則、給与規程、労働保険納付に関する確認資料等）

　　　　（**前年度と変更がなければ、添付は不要です。**）

**※　初めて、加算を請求する事業所は、市提出先保健所にご連絡いただくとともに、加算届に関する様式第５号と介護給付費用の算定に係る体制等状況一覧表も併せて提出をお願いします。**

**３．提出方法**

**持参又は郵送（令和２年２月２８日（金）消印有効）**

　　※　本計画書の提出に対し、京都府から受理通知は発行いたしません。受理確認が必要な場合は、控えと返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。

　　※　提出期日は２月２８日としますが、都道府県等の圏域を越えて所在する複数の障害福祉サービス事業所等を有する障害福祉サービス事業者等の特例等の事情で提出が遅れる場合は提出先の各保健所福祉室に御連絡をお願いします。